

大石田都市計画道路の変更の案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更するため、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和8年8月21日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種 類 大石田都市計画道路
- (2) 名 称 3・4・5号大石田尾花沢線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 大石田町緑町、大字大石田字佐田、大字大石田字上ノ原
- (2) 削除する部分 大石田町緑町、大字大石田字佐田、大字大石田字上ノ原

3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 令和8年8月21日から同年9月4日まで
- (2) 場 所 県土整備部都市計画課及び村山総合支庁建設部北村山道路計画課並びに大石田町役場

4 その他

この都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。